

次期「奈良県環境総合計画」の策定について

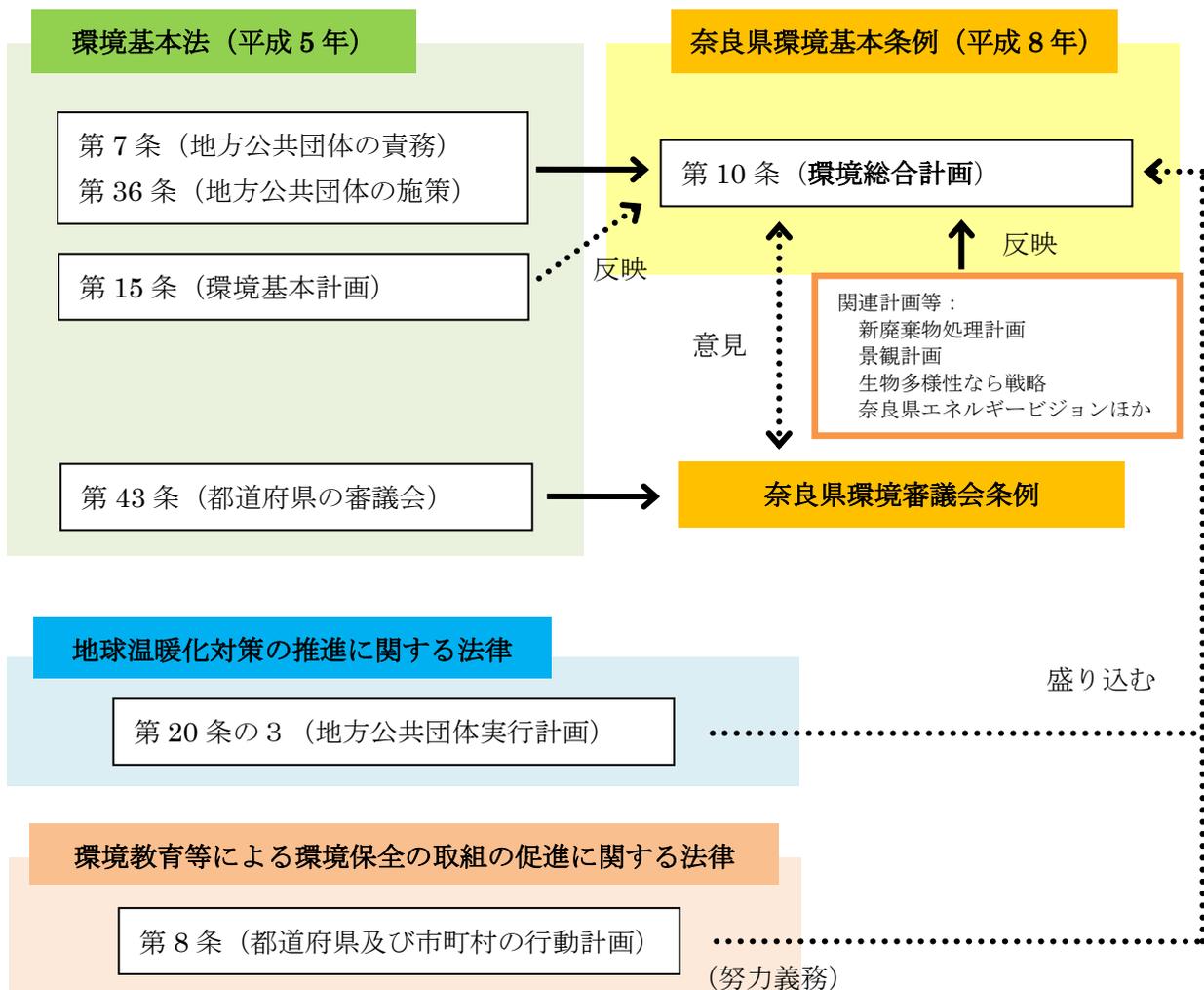
1. 概要

本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、奈良県環境基本条例第 10 条の規定に基づき、「奈良県環境総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定しなければならない。

現計画の計画期間が、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 カ年であることから、今般、現総合計画における施策の効果検証及び課題抽出を行うとともに、それらを踏まえた新たな総合計画を策定する。

また、本県では、この総合計画の一部を構成する形で、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 の規定に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 8 条に規定する「行動計画」を策定する。

2. 法的根拠等



3. 経緯

年月日	国（環境省）	奈良県
平成 5 年	「環境基本法」制定	
平成 6 年	第一次環境基本計画（閣議決定）	
平成 8 年		「奈良県環境基本条例」制定 奈良県環境総合計画（～平成 17 年度）
平成 12 年	第二次環境基本計画（閣議決定）	
平成 17 年		次期「奈良県環境総合計画」検討
平成 18 年	第三次環境基本計画（閣議決定）	新奈良県環境総合計画（～平成 27 年度）
平成 22 年		※新奈良県環境総合計画（中間見直し）検討 東日本大震災のため、一時保留。
平成 24 年	第四次環境基本計画（閣議決定） （5 年程度経過を目途に見直し）	
平成 25 年		※新奈良県環境総合計画（一部見直し）
平成 27 年		次期「環境総合計画」検討（諮問：H267.1.22）
平成 28 年		次期「奈良県環境総合計画」策定（答申）

4. 次期「奈良県環境総合計画」策定

（1）計画期間など

計画期間は、平成 28 年度からの 10 カ年（～平成 37 年度）又は 5 カ年（～平成 32 年度）とする。

（2）検討体制等

①検討体制

環境審議会に環境計画策定部会（仮称）を設置し、具体的な検討を行う。

※部会の設置については、平成 27 年 2 月に開催する環境審議会において承認を得る。

（平成 27 年度開催予定回数）

環境審議会 … 3 回

環境計画策定部会（仮称） … 3 回程度（構成員数：10 名程度）

②スケジュール（案）

6 月：第 1 回 環境計画策定部会（現計画の検証等）

8 月：第 2 回 環境計画策定部会（骨子案）

9 月：第 1 回 環境審議会（中間報告）

10 月：第 3 回 環境計画策定部会（素案）

11 月：第 2 回 環境審議会（中間報告）

12 月：パブリックコメント

2 月：第 3 回 環境審議会（答申）